

第 96 回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：令和 5 年 11 月 24 日（金）10 時 00 分～12 時 20 分

会 場：仙台市役所本庁舎 8 階 第一委員会室

出席委員：池邊委員、岩間委員、遠藤委員、佐藤委員、高野委員、馬場委員、平塚委員、
舟引委員、御手洗委員、横田委員、渡部委員（計 11 名）

欠席委員：庄子委員、牧委員、横張委員（計 3 名）

事 務 局：建設局長、建設局次長、建設局次長、百年の杜推進部長、百年の杜推進課長、
同課主幹兼緑化推進係長、同課緑地保全係長、公園管理課長、公園整備課長、
道路部長、道路計画課長、同課主幹兼事業調整係長、南道路建設課長、同課主
幹兼道路第二係長、環境局環境共生課環境共生係長（計 15 名）

司 会：百年の杜推進課長

1. 開会

○事務局（熊谷課長：百年の杜推進課）

—開会—

2. 新任委員挨拶

（岩間委員、佐藤委員、高野委員、馬場委員、御手洗委員から挨拶）

3. 会長・副会長の互選

○渡部委員

—舟引委員を会長に、平塚委員を副会長に推薦—

（全会一致で承認）

4. 会長・副会長挨拶

（舟引会長、平塚副会長から挨拶）

5. 議事

○事務局（熊谷課長）

—配布資料の確認—

○舟引会長

—議事録署名人の指名、傍聴ルールの説明—

- ・議事録署名人：舟引会長、渡部委員

(1) 審議事項

① 特別緑地保全地区の指定について

○事務局（石原総括主任：百年の杜推進課緑地保全係）

—資料1について説明—

○渡部委員

- ・保存緑地から特別緑地保全地区へ移行することだが、保存緑地と特別緑地保全地区の指定が二重でかかることとなるのか。

○事務局（石原総括主任）

- ・そのとおりである。

○渡部委員

- ・資料1の写真を見ると、赤線で囲まれた範囲が対象ということだが、連続して緑地、樹林があり、今回の指定箇所の外側も、価値のある緑地なのではないかと考えるが、今後指定範囲を広げていく方向性なのか。

○事務局（石原総括主任）

- ・隣接する緑地は、既に都市緑地として公告されており、仙台市で保全している緑となっているため、都市緑地に指定されていない箇所のみ指定することとなる。

○佐藤委員

- ・特別緑地保全地区の指定について、資料1の3ページを見みると既にオレンジ色の箇所が指定されており、今回が9箇所目となるということによろしいか。

○事務局（石原総括主任）

- ・そのとおりである。

○佐藤委員

- ・今回の場合、「緑地の買い取りが完了したことから、特別緑地保全地区に指定する」となっているが、資料1ページの表に、特別緑地保全地区の土地所有者への支援措置として、相続税評価減や、課税免除等が記載されており、民有地のままでも特別緑地保全地区に指定できるはずだが、買い取りが完了してから指定するのは何故か。

○事務局（石原総括主任）

- ・民有地のまま特別緑地保全地区に指定しようとする、所有者の承諾を得ることが困難であることから、仙台市で買い取ってから、指定することとしている。

○佐藤委員

- ・他の箇所もそのような方法をとっているのか。

○事務局（石原総括主任）

- ・資料1の3ページの1番の蕃山特別緑地保全地区は、民有地のまま指定しているが、他の箇所については、買い取りが完了してから指定している。

○佐藤委員

- ・蕃山特別緑地保全地区は買い取りが終わっていないという認識でよろしいか。

○事務局（石原総括主任）

- ・そのとおりである。

○佐藤委員

- ・現在、民有地のまま緑地を持ち続けることが非常に難しい中で、特別緑地保全地区へ指定することは喜ばしいことだと考えるが、二次林なので、定期的な管理をしないと樹林が荒れてしまい、ナラ枯れ等も増えてくる。
- ・指定箇所は、みどりのネットワークがある旨説明があったが、このようなネットワークの存在をもっと市民に見える化したい。緑地のつながりを感じられるウォーキングやツアーのイベントを行なう等の取り組みにより、市民がよりこれらの緑地に価値を感じてもらえる。仙台市による緑地の保全管理の方法と、普及啓発の取り組みについて伺いたい。

○事務局（石原総括主任）

- ・仙台市が買い取った緑地、例えば特別緑地保全地区に指定した緑地の管理については、みどりの基本計画において、間伐等の樹林地管理や散策等のレクリエーション利用のための活用策をそれぞれの緑地の特性に応じて、方針を定めることとしている。特別緑地保全地区に指定した箇所も含めて、今後検討していく予定である。普及啓発についても検討していきたい。

○佐藤委員

- ・ぜひ市民の力を、緑地保全やみどりのネットワークづくりに生かしていただきたい。

○舟引会長

- ・ほかに意見が無ければ、指定を了承することとしたい。
(委員一同了承)

②保存樹林の指定解除について

○事務局（岩淵係長：百年の杜推進課緑地保全係）

—参考資料1、資料2について説明—

○渡部委員

- ・所有者からの申し出という理由もあるが、整備する道路による影響が一番大きいように感じる。樹林を300㎡担保できなくなったのは道路整備のためであり、道路を整備する必要性も、地域住民からの強い要望もあるが、渋滞解消という理由もあり、道路整備のために解除となるという理解でよろしいか。

○事務局（岩淵係長）

- ・当該保存樹林については私有財産であり、所有者が樹林を管理していく中で、今後の相続や、有効な土地利用、落葉落枝による近隣住民との関係性の問題、所有者自身の健康面を熟慮した結果も解除の要因となっている。

○渡部委員

- ・先ほどの特別緑地保全地区へ格上げになった事例も関連するかもしれないが、緑地が分断

されても守っていかうと思ってもらえるような価値が重要と考える。これまで 300 m²以上あったが、落枝落葉等の問題や、景観や心地良きの点で課題のある緑地になっているとのことで、保存指定した緑地、樹林地は、見え方やアクセス等を常日頃から構築し、所有者に加え地域住民が守りたいと思える価値になるかどうか重要である。保全するだけでなく、価値の伝え方が関係していると考えるので、今回の案件は致し方ない部分が多いが、他の緑地については、情報、価値の共有に努めていただきたい。

○舟引会長

- ・この事案は、二つの異なる事由があり、一つは、特別緑地保全地区、保存緑地、保存樹林、保存樹木という、四つの異なる緑地の保全制度があり、買い取りをするものから、個人の所有者に管理を任せるものがある中、所有者が指定解除を望んだときの対応をどうするかという点、もう一つは、ここは南環状線であり、緑を守るという公益、公共のメリットと、道路を整備する公共のメリットをどう考え、整理するかというのが、混在しており、わかりにくくなっている。緑地の保全に関する制度、特に国の法律と自治体の条例の関係について、御手洗委員が詳しいと思うが、いかがか。

○御手洗委員

- ・道路整備による影響に関しては、道路と緑地との公益の問題で、致し方ないのかもしれない。
- ・緑地の保全制度に関して、保存樹林制度を見てみると、民有緑地に対して管理行為に関する助成金を交付可能にするほか、応急措置に関して助成制度を新しく作るなど、当該保存樹林を守るべく制度を作ってきたことは非常に評価できる一方で、にもかかわらず結局道路整備を優先してしまった点が、ややちぐはぐな感じを受けた。
- ・どの緑地保全制度を適用するかは仙台市の判断となるが、先ほどの特別緑地保全地区について、予算措置の都合上、土地を買い取り仙台市有地にしてから特別緑地保全地区に指定することは理解するが、市による土地の買い取りが義務的ではあるが義務でない一方で、民有地のまま特別緑地保全地区に指定することで、相続税の評価減、譲渡した際の所得税の控除が適用されることを踏まえ、民有地の段階で特別緑地保全地区に指定することも検討できたと考える。
- ・仮に樹林の分断だけが今回の指定解除の理由だったとすれば、より小さな緑地をいかにして守るかということも検討してはどうかと考える。

○佐藤委員

- ・屋敷林が分断されてしまい、300 m²に満たなくなるので保存樹林ではなくなると理解した。現在、民有の緑地を所有し続ける意欲を維持するのが難しいので、今回は致し方ない事情があると思うが、仮に何とかこの緑地を残したいというのに分断されて保存樹林解除になってしまう場合もあるとしたら、小さな緑地でも何らかの制度的な支援ができるような仕組みを、今後作っていけないのではないか。
- ・保存緑地、保存樹林の指定を受けるにあたって、民有地なので、所有者は期待と不安を持

つと思われる。例えば、指定されると様々な行為を勝手に出来なくなるのではないかと、補助があってもそれを上回る金額がかかってくるのでは等の不安があるほか、落ち葉や倒木などについて、近所から苦情を受ける等の不安が常にあると考える。

- ・保存樹林の所有者がノイローゼのようにになっている事例もあり、所有者へのサポートが、非常に必要になってくると考える。昨日も練馬区で、保存緑地等の樹林を所有している農家が落葉の処理に苦慮していることに対して、練馬区の緑の中間支援組織のまちづくりセンターが、落ち葉処理を手伝ってくれる区民を募集し、400人が応募して一斉に落ち葉掃きをしていた。一般市民に樹林地の所有者が大変な思いをしていることを理解してもらうと同時に、実際に作業を手伝う等のサポートをしている。市民に緑地の価値を知っていただくためにも、非常に有効な取組みである。仙台市では、保存樹林や保存樹木の所有者に対する支援をどのように行っているのか伺いたい。

○事務局（杉野目総括主任：百年の杜推進課緑地保全係）

- ・仙台市で買い取った緑地は、基本的に仙台市が状況に応じて管理をしているが、その他に仙台市が認定をしている緑の活動団体が28団体あり、その中に樹林管理を得意としている団体が複数あるので、これらの団体と緑地の所有者との橋渡しをして、緑地の管理をしている事例が複数ある。そのほか、個人所有の屋敷林については、助成措置を新たに設け、最大200万円までの管理費を助成しているほか、固定資産税の免除等を行っている。

○佐藤委員

- ・民有地の緑は重要であるが、残していくのが難しい中で、地権者へのサポートが必要と考え、意識調査などのアンケートをしている自治体や、緑地の相続に関する相談会、緑地の所有者同士が意見交換する場を設けている事例がある。杉並区では「落ち葉の感謝祭」という、苦情ではなく落葉に感謝するイベントにより普及啓発をしている。仙台市でも、より地権者に寄り添った支援の仕組みづくりに取り組んでいただきたい。

○馬場委員

- ・道中庵は、今回は所有者ということであまり注目されていないが、古民家を移築して、長年ユースホステルとして活用されており、歴史、建物と緑が一体となった場所である。近隣住民とこれまで様々な問題があっただけではなく、応援したい、或いは一緒に成長してきた住民も多いことをこの場で述べておきたい。
- ・この代替路をこの場所に建設する決定をする際、他に案はなかったのか。また、文化財保護審議会に参加した中で、コロナ禍に所有者と対話が出来ず、文化財に登録されていた樹木が枯れたため伐ってしまった案件があった。コロナ期にもう少し応援、支援していれば別な方向に進んだのではないかと考えるが、いかがか。

○事務局（吉田課長：南道路建設課）

- ・代替路のルートについては、保存樹林を通らないルートも比較検討している。この場所に建設することとなった大きな理由は、道路構造令に適合しなければいけないことと、旧笹川を渡る橋を整備するルートも検討したが、河川管理者との協議の中で、上流側にも橋が

あり近接していると河川の流下能力等に影響することを指摘された。また、都市計画道路事業中の区間は 400m あるが、その 400m の区間の中に横断する場所がないと、東西を横断する際に、大きく遠回りしなければいけないという課題があり、その周辺で、横断箇所を設けるとなると、当該樹林地が、適当な場所となることも理由である。

○事務局（杉野目総括主任）

- ・コロナ禍における道中庵の所有者に対するサポートについて、ユースホステル自体は、2019 年の 10 月に営業を終了している。その後は、年に 1 回程度小さなイベント等を建物を使って開催していた。その際には人が集まり、イベントの後援等を行っている部署があったが、樹林の話となるとどうしても管理が非常に難しく、平成 28 年度に解除を要望された際にも、一緒に現地の状況を確認し解除を引き留めながら、助成制度を新たに作ったほか、苦情や事故などが起きた際には直接所有者に話が行かないよう、まず仙台市でその苦情等を受け、それを所有者に伝え、互いに話をしながら改善をしていく体制を過去約 3 年とっている状況であるが、近隣からの強い苦情や要望等が非常に多く、存続は非常に難しいということを所有者から伺っている。

○横田委員

- ・資料 2 の写真 1 をみると令和 2 年時点で、まだ家が建っており郡山折立線自体が完成するまでに時間を要す印象を受けるが、当該代替路の整備に伴って保存樹林の指定を解除することが、時期尚早と感ずる。道路整備の計画について伺いたい。

○事務局（吉田課長）

- ・用地取得はかなり進んでいる状況にあり、現在は、市道代替路の北側にある旧策川に橋を整備しており、橋梁の下部工が完成している。間もなく左岸側の護岸工事に着手し、その後、橋桁工事に着工する予定である。これらの工事を進め、今後、南側に交通を切り回すことで、交通の流れが良くなっていく。
- ・写真だけ見ると、保存樹林の解除が時期尚早と感ずるかもしれないが、工事の状況を見極めながら適切な時期に解除したいと考えている。

○事務局（杉野目総括主任）

- ・道路事業の本格的な着手の前に保存樹林の指定を解除することは、様々な面から不適當であると考えており、道路事業を本格的に着手する際に保存樹林の指定解除の手続きを行う予定である。

○横田委員

- ・郡山折立線はいつ開通する予定であるのか。

○事務局（吉田課長）

- ・地元の説明会等では、令和 10 年度の開通を目指すと説明している。

○横田委員

- ・仮に保存樹林を指定解除するとなれば、いつ頃解除するのか。

○事務局（松田主任：南道路建設課道路第二係）

- ・代替路については、今後の用地取得の状況に加え、文化財調査を行う可能性があることから、令和9年度頃の工事に着手を目指しており、令和10年度の都市計画道路の開通時期に併せ代替路へ切り替えたいと考えている。

○舟引会長

- ・令和9年度までに代替路の工事に着手するので、その頃に保存樹林の指定を解除するということか。

○事務局（岩淵係長）

- ・そのとおりである。

○岩間委員

- ・保存樹林の指定要件を300㎡以上とした背景を教えてください。
- ・杜の都のもととなっている屋敷林なのに、分断が理由で保存樹林でなくなることが悶々とする。
- ・郡山折立線が整備されることで、どれだけ車の往来が激しくなるのか、また、保存樹林の所有者が、指定解除により仙台市から補助が無くなった場合に、更に樹林を保全しなくなってしまうことが予想されるので、指定解除された後に、仙台市が何らかのサポートをするのか伺いたい。

○事務局（岩淵係長）

- ・保存樹林の指定要件を300㎡以上とした経緯については把握していないので、後日回答する。

○佐藤委員

- ・300㎡以上というのは都市緑地法の市民緑地制度の認定要件に基づいていると考えるのがいいか。

○舟引会長

- ・恐らく正確な回答はできないと考えるが、300㎡は大まかにいうと100坪、大きめの1宅地のイメージで基準にすることは多いが、300㎡でいいのか、400㎡では駄目なのかという議論をし始めると答えが出ない。
- ・都市計画を扱う際、概ね500㎡を最小の土地の単位にして、取得、活用を検討する際には300㎡まで小さくする事例が多いと考えるが、御手洗委員いかがか。

○御手洗委員

- ・基本的に舟引会長の仰るとおりである。
- ・保存樹林制度自体は杜の都の環境をつくる条例の制度なので、国の制度ではない。
- ・国が所轄している類似の制度を調べてみたら、樹木保存法（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）の制度では500㎡は指定要件となっていたので、恐らく500㎡よりも小さい面積の樹林も保全することを検討して、300㎡にしたと推察する。

○事務局（岩淵係長）

- ・屋敷林の保存樹林の指定解除については今回が2例目で、屋敷林の保存樹林を指定解除した後のサポートを行ったことはない。今回の屋敷林のうち、道路工事の影響を受ける部分については、伐採等が必要となると考えるが、影響を受けない部分の樹木のサポートについては、所有者の意向を伺いながら検討したいと考えている。

○高野委員

- ・近隣住民とのトラブルはかなりあると考えるので、所有者が耐えられず、解除を望むのであれば、意見は尊重するべきと考える。

○渡部委員

- ・保存樹林全体の話だが、指定するときには、その樹林地に隣接している土地所有者に保存樹林となることを説明しているのか。

○事務局（岩淵係長）

- ・隣接の土地所有者には基本的に説明していない。

○渡部委員

- ・今まではそのような対応だったかもしれないが、今後、人口構成からいくと、多くの土地所有者が相続の心配をされているので、今回のような事例が増えていくかもしれない中で、樹林が愛されているかどうか重要と考える。
- ・これを踏まえると、近隣関係する方にも説明が必要である。時間が経っていくと、結局土地所有者としかコミュニケーションをとらない状況になりがちだが、近隣住民も世代交代していく中、近隣住民と緑地との関係性を作り上げることが大事だと考えるので、検討いただきたい。

○事務局（杉野目総括主任）

- ・近隣住民への説明の重要性については仰るとおりと考える。過去に屋敷林を保存樹林に指定した際に、指定について地元の町内会に説明したところ町内会から他の屋敷林についても数ヶ所指定の推薦をいただき、そのうち2件指定した事例がある。

○舟引会長

- ・先ほどから様々な意見をいただく中で、土地所有者、特に指定を受けた土地所有者に対してどのようなサポートシステムを用意できるかが重要と考える。
- ・保存樹林の指定を受けた所有者にとっては、何らかのメリットがないと、保存していただけないが、保存樹林を持ち続けることに対するソフト面での支援をもう少しわかりやすくすることが必要だと考える
- ・一方で、土地所有者がこれ以上樹林を持ちきれないという事例は、全国的にも多く出てきており、落葉が鬱陶しいというレベルの苦情も増えてきている気がする。特に仙台市は街路の落葉の処理も非常に大変なので、みどりの基本計画の策定時にも落葉対策への支援について検討するよう求めていたので、充実させていただきたい。
- ・今回の指定解除については、土地所有者の意向と、大きな環状道路の影響ということなの

で、残念ではあるが指定解除はやむを得ないと考えるが、いかがか。

○佐藤委員

- ・保存樹林制度の指定要件を 300 m²とした根拠がもしわかれば、事務局に確認していただきたい。
- ・仙台市は、市民緑地制度の活用が少ないと思う。市民緑地制度を活用すると民有地の緑の保全が促進されるため、ぜひもっと活用いただきたい。

○舟引会長

- ・他に意見はないか。
- (委員一同了承)

③保存樹木の指定解除について

○事務局（杉野目総括主任）

—資料3について説明—

○渡部委員

- ・枯死した直接の原因がナラタケ病とのことだが、その他に間接的な要因はあるのか。

○事務局（杉野目総括主任）

- ・間接的な要因については、特に報告を受けていない。過去の病虫害等も大分回復していたので、基本的にはナラタケ病ではないかというのが樹木医の考えである。

○渡部委員

- ・隣の 209 番の保存樹木も枯死しないか心配だが、いかがか。

○事務局（杉野目総括主任）

- ・209 番の保存樹木も同じエドヒガンで、非常に近接して生えているので本市としても気がかりであり樹木医と相談したが、大木であるため対策は非常に難しいとの見解であった。
- ・元々209 番の保存樹木は、太い枝を切り落とした部位から腐朽しているほか、横に生活用道路を整備した際に根が切られたことがあり、非常に衰弱していることが以前から指摘されていた。樹木医より樹幹注入式による活性剤の注入を提案され、樹木を管理している町内会が希望されたので、仙台市の枯損防止措置の助成金を活用の上 9 月から 10 月にかけて実施した。

○佐藤委員

- ・エドヒガンは非常に長寿なサクラで、今回も 370 年となっており、本当に貴重なサクラだったと感じた。大事にされていたのに、ナラタケ病に罹ってしまい非常に残念である。ナラタケ病はいろんな樹木が罹患し、針葉樹、広葉樹問わず蔓延するものなので、今回 210 番の保存樹木を伐採するということだが、伐採した後の手当や計画があるのか伺いたい。
- ・保存樹木がなくなった後に新たな苗木を植える等の、今まで保存樹木があった場所へのフォローアップが仙台市からあると良いが、既にそのような制度があれば教えていただきたい。

○事務局（杉野目総括主任）

- ・210番の保存樹木の周辺にある木もナラタケ病に罹患する可能性があることは認識しており、210番の保存樹木を伐採した後、根株を掘りとった方が良いが、非常に大きな根株であるとともに、現場状況が悪いため施工が困難なので、せめて殺菌剤を投入したらどうか助言されている。ただし樹木の所有者が行うことになるので、最終的には所有者の判断となる。
- ・保存樹木については、伐採した後の補植の制度は現時点で無い。保存樹林だと、樹林内に樹木を新たに植える際に樹木の幹旋を行う制度はあるが、保存樹木については無い。

○佐藤委員

- ・消毒も所有者が行わなければならないとのことだが、そこまでのフォローアップが出来るが良い。また、隣の木もナラタケ病で突然枯れる可能性があることを樹木の所有者に伝えると良い。
- ・新しい木を植えることについても、仙台市独自に新しい制度を設けると良い。

○舟引会長

- ・現場を視察したが、北山の尾根にあるシンボリックな樹木だったので、残念である。
 - ・樹木所有者は、これまで保存樹木として頑張って保存していただいたので、現状では、フォローアップの制度はないが、保存してきたことに対する御礼等が出来るが良いと考えるので、事務局に検討いただきたい。土地所有者の方が望まれるなら補植なり、幹旋でも良い。もしくは残った209番の保存樹木ために、消毒等の作業を支援する等、やりようによっては工夫が出来ると思うので、お願いします。
 - ・指定解除はやむを得ないと考える。
 - ・他に意見はないか。
- (委員一同了承)

(2) 報告事項

①定禅寺通再整備に係るケヤキの根系等調査について

○事務局（高泉主任：公園管理課企画調整係）

—資料4-1、4-2について説明—

○舟引会長

- ・平塚副会長が現地を確認されているようだがいかがか。

○平塚副会長

- ・1997年に実施した前回の調査には、自分も参加した。
- ・前回の調査では、歩道のみを調査し、中央緑道は調査していなかった。
- ・資料4-1の8ページの写真のとおり、仙台市のケヤキは、地下が非常に窮屈な状況で生きていることを改めて実感した。水道管、下水管、ガス管、電気ケーブル、玉石、コンクリート、仙台空襲の際の瓦礫が埋没している土中に、ケヤキは必死に根を伸ばしている。

- ・過去に定禅寺通を拡幅したことは把握しているが、中央緑道の真下1mの深さから、建物のコンクリート基礎が出てきたことには驚いた。
- ・地表面から20cmの深さにシートが残っており、シートと地表面との間の狭い土壌層に無数に根が伸びている。ケヤキは本来浅根性で、細かい水平根が密に地表面のすぐ下を覆うように広がり、幹を中心に根系盤を形成して土壌を緊縛し、樹体を支えている。浅い部分の土壌環境が特に重要である。そこに細かい根をいかに高い密度で張り、維持出来るかが大事なので、現在、大規模な道路整備が計画されているが、根への干渉は極力避けていただきたい。
- ・土壌について、大事なのは水はけと通気性だと考える。仙台市は「雨庭」の整備を標榜しているので、土壌中の水環境に関しては格段の配慮をしていただきたい。また、極力踏圧を避けていただきたい。
- ・言うまでもなく、仙台市にとって定禅寺通のケヤキ並木は非常に価値がある。街路樹は道路附属物ではあるが、定禅寺通再整備に際しては、ケヤキを人と同等に主役として扱っていただきたい。

○舟引会長

- ・今回は実施中の調査について報告しているが、結果については、どの段階で審議会にて報告するのか。

○事務局（福與課長：公園管理課）

- ・根系調査については、垂直調査を8箇所、水平調査を1箇所行うこととしており、現在垂直調査を5箇所終えている。残りの調査を12月上旬くらいまでかけて実施する。
- ・現場の調査を終えた後、調査結果をまとめ、みやぎ樹木医会から1月から2月くらいに提言をいただき、設計に反映していくこととなる。
- ・定禅寺通の工事自体は令和6年度の後半から着工する予定なので、その間に開催される当審議会にて報告する予定である。

○舟引会長

- ・定禅寺通のケヤキは、仙台市民にとって非常に関心のあることであるため、この機会を活用して、現在どのような状態なのかを、マスコミ等も含めて発表し、理解してもらうことまで検討していただきたいがいかがか。

○事務局（福與課長）

- ・今回土壌及び根系の調査を行うにあたり記者発表し、マスコミ各社に現場に来ていただき、土壌を掘った状態をご覧いただいた。今後も調査結果の報告をホームページ等により発表したい。

○高野委員

- ・我々造園関係者は、毎年剪定を行っている。現在は、車道側から20m級の高所作業車を使用して剪定しているが、今後、車線減少に伴って、その高所作業車を設置する場所は確保されるのか。また道路の混雑が生じ、日中の作業に支障をきたすのか伺いたい。

○事務局（福與課長）

- ・定禅寺通再整備基本方針では、ケヤキ並木の美観の確保や歩行者などの安全確保に必要な剪定等の維持管理に配慮した整備を行うと明記している。
- ・定禅寺通の再整備にあたっては関係課との会議を開催しながら検討しており、定禅寺通のケヤキを管理する青葉区公園課から、剪定作業に関する意見も出ている。剪定作業は美観・安全の確保の観点から、非常に大切な作業であると考えてるので、十分配慮して設計したい。

○池邊委員

- ・根系調査については、説明いただいた内容で概ね了解した。
- ・資料4-2を見ると、歩道の舗装については「温かみのあるベージュの天然石等」と記載されているが、緑道舗装の写真を見ると、白い構造物が設置される写真が掲載されている。バリアフリー、ユニバーサルデザインや透水性に配慮してこのようなイメージになったと思慮するが、せっきくの定禅寺通が普通の公園のように、格調が低くなることが懸念される。
- ・ベンチ等の施設も掲載されているが、安っぽくなったと言われかねないと感じた。
- ・定禅寺通は、有名な彫刻家の彫刻も設置されており、仙台市だけでなく日本の中でも歴史と格調のある緑道であることに配慮のうえ、普通の公園と同等の仕様ではなく、彫刻の価値を低めることのないような材料を選んでいただきたい。特に縁石については、一部煉瓦を使用している箇所もあると思うが、これらを踏まえて、一般市民の方々に、定禅寺通が綺麗になり居心地が良くなったと言われる場所にしていきたい。

○舟引会長

- ・定禅寺通再整備の実施設計は、建設局が担当するのか。

○事務局（福與課長）

- ・建設局が担当する。
- ・歩道空間は道路部署が、中央の緑地帯は公園なので公園部署が担当する。

○舟引会長

- ・再整備計画図のうち、歩道の部分は温かみのあるベージュの天然石とか、格調高い等と記載されているが、中央緑道の設計思想も建設局内で整合をとると期待をして良いか。

○事務局（福與課長）

- ・当審議会でもいただいた意見も踏まえ、本市のシンボルロードとしての定禅寺通の価値を高めるような整備したいと考えている。

○舟引会長

- ・個人的には定禅寺通そのものが文化財だと思うので、それに相応しいものにしていただきたい。

○遠藤委員

- ・めったに見られない貴重な機会であり、仙台空襲の跡も見えることから、仙台の近代の歴史を覗ける機会でもある。このような機会は、仙台のシティプライドを認識する大事な機

会だと考えるので、積極的に活動している緑の活動団体、定禅寺通に関わって活動している団体に、この現場を見てもらうことで団体の活動を活発化させ、様々なイメージを膨らませることとなると考えるので、主要な関係者への説明会を開催できると良い。

○事務局（福興課長）

- ・ケヤキの根系調査の状況については、庁内の造園職の職員向けの見学会等を実施したが、対外的な取り組みは実施できていない。一方で、これから光のページェントが始まることから、これから庁外向けの説明会を実施するのは困難なので、調査の結果をホームページで公表すること等を検討したい。

○佐藤委員

- ・遠藤委員と同様に、定禅寺通は仙台市のシビックプライドを作ってきた場所だと考える。
- ・池邊委員の懸念事項に同感である。定禅寺通は、歴史もあり多くの人たちが関わってきた通りである。仙台の都市計画の方向性を、20年前から提案をしているまちづくり系のNPO法人が、さまざまな社会実験をしてきている。また産官学連携のプロジェクトが進んでおり、ニューヨーク市のブライアントパークやブロードウェイのようにBID（Business Improvement District＝民間が行うエリアマネジメント活動の資金を自治体が再配分し、公共空間の管理も一体的に任せて街づくりを推進する制度のこと）のような仕組みに取り組んでいる。不動産の地権者も非常に関心があり、既に活動している場所である。定禅寺通の再整備については、公園、建設部門だけではなく、都市計画、デザインなど他分野の方々や専門家と共に整備を進めないと、シビックプライドを低下させてしまうことになりかねない。
- ・定禅寺通には私個人としても思い入れがある。仙台を出ると、こんな素晴らしい通りはないとあらためて気づかされる。様々な分野の人々が連携し、行政内でも部署間の連携、官民の連携をとり、仙台のまちづくりのシンボリックな事業として進めていただきたい。

○舟引会長

- ・次回、調査結果が報告されるとのことなので、今回はこの程度にさせていただく。
（委員一同了承）

②自然共生サイトの認定について

○事務局（川満係長：環境共生課環境共生係）

—資料5、参考資料2、3について説明—

○舟引会長

- ・佐藤委員は30 by 30に関する政府の会議にも関係されていると伺っているので、意見をいただきたい。

○佐藤委員

- ・自然共生サイトの認定にあたっての検討委員として3年検討を重ねてきた。また今年度から中央環境審議会の自然環境部会の委員として制度化を検討している立場であり、故郷の

仙台で、自然共生サイトに認定されたサイトがあることは非常に喜ばしい。

- ・自然共生サイトは連結性が重要で、緑地が点在しているだけではなく、緑地同士が繋がって存在していることが重要である。隣接する緑地との関係性が気になるところである。
- ・今回仙台市は1箇所、東北でもまだ2箇所しかサイトが認定されていない。より多くの箇所で認定され、かつそれらの連結性が担保されていく形を作っていっていただきたい。
- ・現在、検討委員会で盛んに議論されているのが、自治体がリーダーシップをとる必要があるということである。仙台市が戦略的に市内の（公民双方の）緑地を俯瞰して捉え、全体のプラン（どのように自然共生サイト認定を進めるか）を作って推進して欲しい。また自然共生サイトは、民有地も公有地も同様に認証を受けられるが、連結性の観点からいえば、公有地の認定は緑地をつなぐハブとして重要や役割を担っている。
- ・私も東京都とともに、国分寺崖線において、官民の多様な緑地所有者のネットワークをつくり、支援している。これにより、今年度は1企業1大学が、自然共生サイトの認定を取得することができた。ぜひ仙台も宮城、東北のリーダーとして、このような取り組みを進めていただきたい。

○平塚副会長

- ・認定地は、2021年の第1回グリーンインフラ大賞も受賞し、二冠ということになる。
- ・生物多様性が豊かと評価されているが、むしろ認定地の隣接地の方が生物多様性は高く、ここから生物が入ってくることにより認定地の生物多様性が豊かになっている、と解釈したほうが良い。「周辺との連続性」というのはこの点で価値があると考えます。
- ・認定地の隣接地は、東北地方太平洋沖地震による津波の後に盛土されず、生き残ったクロマツ、アカマツ等をもとに他の生き物たちも再生してきた。つまり、自然の復元力を引き出した場所であり、生物多様性保全の評価が非常に高い場所である。今回指定された場所は、林野庁が海拔約3.2mまでの盛土を丘陵地から持ってきた土で行った箇所である。従って、生物多様性を最終的に下げたのは津波ではなく、人為的な干渉であり、その状態から、再び生物多様性を高める過程にあることが評価されたものと考えます。
- ・今回の申請で、隣接地を申請しなかったのは何故か。

○事務局（川満係長）

- ・申請主体は土地の所有者または土地の管理者である必要があるが、隣接地については、国または宮城県が管理する土地となっており、国、県との調整に時間を要するため、今回の申請にあたってまずは、仙台市の所有地である場所を優先した。

○平塚副会長

- ・今後、隣接地も追加申請するのが良いと考える。
- ・先日、舟引会長と一緒に現場を視察した。肥料木として植えているヤマハンノキの成長が旺盛だが、コナラやクヌギ、サクラ等の成長があまり芳しくないのが心配である。
- ・窒素固定細菌と共生して土壌を豊かにする先駆種としてヤマハンノキを導入したものの、いつまでもヤマハンノキの優占が継続し、次のステージに進まないという事例が多い。こ

の先が難しいと考える。

- ・今後の管理も含めて、仙台市のガバナンスが信用されての指定だと理解している。計画の中にも間伐・除伐が盛り込まれているが、ヤマハンノキの成長を進めながら、他の樹種の成長も促すことに努めていただきたい。

○舟引会長

- ・参考資料3を見ると、佐藤委員の発言のとおり、岩手と宮城は1箇所しか認定されていないのに対し、佐藤委員が活躍される東京都では非常に多く認定されており、ブランチ神戸も認定されている。
- ・以前国立博物館長を務めていた方が、東北は圧倒的に文化財の指定数が少なく、西南日本は文化が栄え、東北はあたかも文化が栄えてないように見えるが、申請主義を採用すると、東北、北海道は、申請してくれず、文化財に指定出来ないと話していたが、自然共生サイトの認定についても同様の状況だと考える。佐藤委員から、環境省の委員として東北に働きかけていただきたい。
- ・今回全国で認定されたサイトを個別に見ると、仙台市内でも認定に値する場所は沢山あると考えるので、部局連携になると思うが、生物多様性保全の取り組みを社会的に認知してあげることは非常に重要なので、このような視点で取り組んではいかがか。
- ・本件は以上で終了とする。

(委員一同了承)

- ・議題は以上で終了とする。

6. 閉会

○事務局（熊谷課長：百年の杜推進課）

—閉会—